

令和5年度 越谷市社会福祉施設等指導監査実施計画

令 5 年 4 月
越谷市福祉部福祉総務課

越谷市が所管する社会福祉法人並びに社会福祉施設及びサービス事業所の適正な運営確保を目的とした指導監査を実施するための計画を次のとおり定める。

1 実施方針

(1) 利用者の立場に立った指導監査

利用者に安心かつ安全なサービスが提供されるよう、社会福祉施設及びサービス事業所の運営管理について適切な支援を行う。

(2) 効率的・効果的な指導

指導の効率化及び指導時の文書削減を図りつつ、サービスの質の確保・向上（よりよいケアの実現）、利用者の保護、不適正事案等の防止に効果的な実地指導を行う。

(3) 改善の徹底、機動的な監査

指導事項の改善が確認できない場合は、必要に応じて責任者の呼び出し、連続した指導・監査などの措置を講じ改善の徹底を図る。また、苦情・通報、事故報告等により、著しい運営基準違反及び給付費の不正請求等が疑われる場合は、迅速な特別指導監査及び監査を実施するなど機動的に対応する。

2 重点事項

(1) 社会福祉法人

重点事項	着眼点
理事会等運営	決議にあたり、特別の利害関係を有する役員等の存否を確認しているか。
役員等改選	各候補者がいずれの要件に該当しているのかを明らかにし、必要な説明を行った上で、決議を行っているか。
会計管理	契約の手続き（例：随意契約）が経理規程に則り適正に行われているか。

(2) 社会福祉施設・サービス事業所

重点事項	着眼点
事故防止・安全計画等	研修実施、委員会開催など事故防止に最善の注意を払うとともに、事故が発生した場合の体制を整備し、原因分析や再発防止策の検討を行っているか。関係機関に速やかに事故報告を行っているか。安全計画に基づく対応を行っているか。
虐待防止・身体拘束廃止	研修実施、委員会開催など虐待防止・身体拘束廃止に向けた具体的かつ効果的な取組を行っているか。利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努めているか。
非常災害対策	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の徹底を図るため、地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練を行っているか。
感染症対策	感染症の予防、まん延防止策を適切に行っているか。
業務管理体制整備	新規参入事業者の届出や既届出事業者の届出事項変更に伴う変更届を適正な機関に遅滞なく行っているか。

3 一般指導監査・指導（定期実地指導） 対象・実施時期

令和5年6月～令和6年3月に、次の事業者を対象に一般指導監査及び指導（実地指導）を実施する。

（令和5年4月末日時点）

種別		総数	対象数	実施周期（原則）
社会福祉法人		20	7	3年に1回
社会福祉施設・サービス事業所	老人福祉施設 介護保険サービス	616	147	3～6年に1回
	障害者支援施設 障害福祉サービス	376	133	3年に1回
	児童福祉施設 保育サービス	193	103	1～6年に1回

以上